

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 北京 IPG の 2006 年度アンケート結果の公表

北京 IPG (中国日本商会 知的財産問題グループ) の 2006 年度会員アンケート結果が発表されました。

中国での知財活動に際して参考になる情報ですので、是非ご覧ください。集計結果は JETRO 北京センター知財部のホームページに掲載しております。

<http://www.jetro-pkip.org/teji/2006ipgreport.PDF>

なお、アンケート項目は以下の通りです。

1. 知財体制などについて

問 1. 中国での知財関連の体制

問 2. 中国での知財関連業務の内容

問 3. 中国での知財関連の年間予算

問 4. 中国での知財関連業務予算の主なハンドリング部門

問 5. 今後の中国での方針について

問 6. 中国の知財問題に対する日本本社の認識

2. 中国における R&D 活動について

問 7. 中国における R&D 展開について

問 8. 中国における R&D 展開の方針

問 9. 欧米企業の中国における R&D 戦略について

3. 中国における知財問題について

問 10. 中国における知財問題のうち最も困っている事項

問 11. 知財問題の解決(改善)状況

問 12. 中国におけるニセモノ被害額の年間総額

4. IPG 活動について

問 13. IPG に参加した理由

問 14. IPG の活動内容について評価できる点

問 15. IPG に参加してから貴社にもたらされた具体的な成果について

問 16. IPG 活動への不満な点

問 17. 欧米企業・団体との連携について

問 18. その他 IPG への意見・要望

第 2 章 2004 年、2005 年、2006 年の 3 年間調査報告

第 1 節 調査企業の基本状況

1. 2004 年から 2006 年 3 年間の調査の基本状況

2. 2004 年から 2006 年の調査企業の業界分布比較

第 2 節 2004 年から 2006 年の調査企業回答の動向

1. 知財体制などについて

2. 中国における R&D 活動について

3. 中国における知財問題について

4. IPG 活動について

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 知財当局、特許法実施細則の改正に向け意見募集（2月15日 知的産権報）
2. 新聞出版総署：ネット出版物の管理規定を制定へ（2月15日 法制日報）

○中央政府の動き

1. 外交部報道官：知財保護は中国の国家戦略（2月16日 国家知識産権局ウェブサイト）
2. 国家知識産権局、07年の重点活動10項目を決定（2月15日 国家知識産権局ウェブサイト）
3. 国家版権局、「海賊版企業」ブラックリスト制度導入へ（2月9日 新華網）
4. 商務部、独自ブランド発展支援の基金設置へ（2月9日 第一財經日報）
5. 国家版権局、ネット海賊版の対策で大きな成果（2月8日 人民網）
6. 地域ブランド製品の専用マークを発表：国家工商総局（2月2日 新華網）
7. 共産党中央委・国務院：農業分野での知財保護の強化を（1月30日 国家知識産権局ウェブサイト）
8. 国家版権局、著作権管理のデジタルプラットフォーム構築へ（1月29日 法制日報）
9. 科学技術部など7部門、知財情報の公開をスピード化へ（1月28日 国家知識産権局ウェブサイト）
10. 偽造品・粗悪品に関する情報共有へ 全国の税関でシステム導入（1月23日 中新社）
11. 情報産業部、13分野の重要技術で知的戦略強化へ（1月23日 中国知的財産権保護ネット）

○地方政府の動き

1. 江西省、民間から特許プロジェクト募集 資金援助へ（2月16日 江西日報）
2. 北京：展示会における知産保護、下半期にも制度化へ（2月15日 北京青年報）
3. カラオケの著作権使用料、雲南・昆明で全国初の合意（2月14日 中国新聞社）
4. 広東・香港の関係部門、知財協力めぐり会談（2月13日 国家知識産権局）
5. 広東、知財教育のモデル校30カ所を指定（2月6日 知識産権報）
6. 北京・天津・上海・重慶、知財保護の協力体制構築へ（2月6日 新華網）
7. 上海万博の知財保護綱要、発表（2月1日 世博網）

○司法関連の動き

1. 有名ブランドの司法認定、最高裁の重要研究テーマに（2月15日 国家知識産権局ウェブサイト）
2. ヤマハ、電子オルガンの自動伴奏の著作権めぐり訴訟（2月9日 知識産権報）
3. バイアグラの中国語商標めぐる訴訟、ファイザーが一審敗訴（2月9日 知識産権報）
4. 裁判所の知財審判に新たな進展 06年（2月8日 中国法院網）

○統計関連

1. 中国の国際特許出願、06年は世界8位（2月14日 国家知識産権局ウェブサイト）
2. 著作権登録と版権契約登録、06年は6000件超（2月13日 法制日報）
3. 情報産業部：電子情報産業は07年、安定的発展へ（2月6日 知識産権報）
4. 広東税関による知財関連案件の取り締まり、06年は約4割増（2月1日 羊城晚報）
5. 中国で摘発された知財侵害案件、06年は1万件超（1月25日 人民日報）

○その他知財関連

1. 中国と日本、著作権の集中管理めぐり情報交換（2月13日 知識産権報）
2. 中国、特許等の審査が世界最速クラスに（2月1日 国家知識産権局ウェブサイト）
3. 07年中国知財保護ハイレベルフォーラム、4月に北京で開催（1月24日 中国知的財産権保護ネット）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 知財当局、特許法実施細則の改正に向け意見募集★★★

国家知識産権局はこのほど、特許法（特許法）の第3次改正作業に合わせ、特許法実施細則の改正に向けた検討作業を開始することを決定した。民間から同細則改正に関する研究活動も募集する。

同局は「特許法実施細則の改正にかかる研究テーマガイドライン」、「特許法実施細則の改正にかかる研究テーマ項目管理方法」（詳細は国家知識産権局ウェブサイト<www.sipo.gov.cn>の特許法・特許法実施細則第3次改正コーナーを参照）を作成した。企業、高等教育機関、研究機関、仲介機関、行政機関、司法機関、専門家・研究者を対象に、同2文書に挙げたテーマに沿った、各機関の実情を踏まえた研究活動の申請を受け付ける。さらに、特許（特許・実用新案・意匠）制度や特許関連の実務に詳しい一般の民間人を対象に、テーマの一部または全部に関する個人・チーム研究を募集する。研究成果は論文または研究報告の形で同局に提出する形となる。

同局は、個人・チームの提出した論文または研究報告のうち、優れた研究成果を選んで表彰する予定。（2007年2月15日 知的産権報）

★★★2. 新聞出版総署：ネット出版物の管理規定を制定へ★★★

報道・出版・インターネット業界の法的管理の強化を図るため、中国では現在、関連の法整備が進められている。関連する一連の法規・規定が現在起草中で、一部は年内にも実施される見通し。

年内の公布・実施が有力視される新法規は「図書出版管理規定」、「出版物輸入登録管理方法」、「国外の機関および個人からの出版物寄贈受け入れに関する管理方法」、「インターネット出版管理規定」、「インターネットゲーム出版管理方法」、「インターネット地図管理方法」。また、音響・映像作品や電子出版物の監督管理の強化に向け、「電子出版物管理規定」「音響映像製品複製管理規定」が近く公布実施され、「音響映像製品製作管理方法」も制定公布される見通し。さらに「出版物市場管理条例」、「出版管理条例」の改正も予定されている。このほか、報道出版や著作権に関する規定等の整理作業も進行中。（2007年2月15日 法制日報）

○中央政府の動き

★★★1. 外交部報道官：知財保護は中国の国家戦略★★★

外交部の姜瑜報道官は2月15日の記者会見で、中・米経済貿易、6カ国協議、中・印・ロ3カ国外相会合、李肇星外交部長のインド訪問、中国の知的財産権などについて、記者の質問に答えた。姜報道官はこの中で「知的財産権を保護することは中国の国家戦略である。知的財産権の保護は、中国が開放を拡大し、投資環境を改善し、自主革新能力を高める上で必要なことだ」と述べた。

姜報道官はさらに「知的財産権の保護に関する中国政府の態度は明確であり、決心は確固たるものであり、行動は積極的だ。またその効果も衆目の一致するところである」と重ねて言明した。その上で、今後も引き続き法体系の整備、法執行の強化に努め、各種の知財侵害行為を厳しく取り締まり、各国の知財所有者の中国における合法的権利を法により

守っていくとした。(2007年2月16日 国家知識産権局ウェブサイト)

★★★2. 国家知識産権局、07年の重点活動10項目を決定★★★

国家知識産権局はこのほど、2007年の重点活動10項目を次の通り発表した。

(1) 国の知財戦略の策定を完了し、すぐに着手する。戦略策定後の最終段階の作業を終了させる。

(2) 専利法(特許法)の第3次改正作業を終え、特許等に関する法体系をさらに改善する。国务院法制事務室の改正手続きに協力し、改正案の国务院審議の早期通過を目指す。

(3) 知財に関するマクロ管理を強化する。特許等に関する行政の法執行(エンフォースメント)活動を強化し、関連部門との関係を保ち、知財保護の特別活動を行い、特許等の保護や地方に対する行政法執行の指導を強化する。

(4) 特許等の審査業務を行い、総合的な審査能力の向上に努め、審査業務をめぐる基礎的問題の研究を掘り下げる。

(5) 特許等の情報サービスシステムの整備を急ぐ。重要な情報化プロジェクトを確実に推進し、特許情報検索やサービスプラットフォーム構築を急ぎ、情報化に向けインフラ整備を確実に進め、電子政府プラットフォームを整える。

(6) 知財に関する広報活動を確実に行う。社会全体に向けた広報・知識普及を幅広く、踏み込んで展開し、社会全体の知財保護意識を高める。

(7) 政府関係者や人材の育成を強化する。

(8) 国際的な協力や交流を深め、国際ルールの制定に積極的にかかわる。

(9) 条件確保のための能力構築を引き続き強化し、計画・予算管理のレベル向上を続ける。特に財務管理業務を確実に把握する。事務的なバックアップ作業を確実に行う。

(10) 共産党内の体制づくりを進め、指導者や幹部の理論学習制度を整え、党内の気風向上や廉潔政治を強化する。(2007年2月15日 国家知識産権局)

★★★3. 国家版權局、「海賊版企業」ブラックリスト制度導入へ★★★

国家版權局の王自強報道官は2月8日、国务院新聞弁公室で行われた記者会見で、海賊版などで知的財産権を侵害した企業のブラックリスト制度を導入する計画を明らかにした。一度不法行為を犯した企業の再犯を防ぐ狙いがある。

中国では現在、インターネットが急速に発展しており、ウェブサイトの登録が非常に容易に行える。海賊版による不法行為を摘発された企業が、さまざまな形で再び海賊版の取り扱いに手を染めるケースもある。こうしたケースには2種あり、不法ウェブサイトの処分後、ドメイン名を変えて再び海賊版を取り扱うパターンと、元のドメイン名のまま海賊版取り扱いを続けるパターンがある。国家版權局は公安、通信当局との関係を強め、ネット上の知財権侵害や海賊版を共同で取り締まっている。前者のパターンについては、再犯行為を確定した上で、公安当局との関係を強化し、刑事責任を追及する必要がある。後者のパターンについては、ブラックリスト制度が最も有効であり、権利侵害記録のある企業については、通信当局との協力により、技術手段でウェブサイトを削除し、業務の継続を阻止する。(2007年2月9日 新華網)

★★★4. 商務部、独自ブランド発展支援の基金設置へ★★★

商務部は近く、「ブランド発展特別資金」を設置する。ビジネス分野におけるブランド確立のほか、企業による自社ブランドの展示・PR活動、自社ブランドの国外商標登録、特許等の出願、国内外の認証取得、知的財産権をめぐるトラブル処理などの支援に充てる。商務部はこのほど「ブランド促進システム整備に関する若干の意見」を発表した。商務部は「特別資金」の具体的状況について、同等の条件を持つ企業のうち、自社ブランドの製品や企業に、科学技術貿易振興資金や製品研究開発資金援助、技術革新融資の利払い補助などを優先的に提供するとしている。

「若干の意見」には、関連の金融政策の整備が盛り込まれ、自社ブランドを持つ企業の発展を強く支持する内容になっている。中国進出口（輸出入）銀行は、自社ブランドを持つ企業を融資政策で優遇する。中国出口（輸出）信用保険公司是、自社ブランドを持つ企業を「重点的支援顧客」に指定するほか、自社ブランド確立に有利な保険商品や保証プランを開発する。（2007年2月9日 第一財經日報）

★★★5. 国家版權局、ネット海賊版の対策で大きな成果★★★

国家版權局が4カ月に渡り全国で展開した「ネット上の権利侵害・海賊版取り締まり特別活動」がこのほど、終了した。2006年9月末から2007年1月の期間中、各地の著作権行政当局は436件の取り締まりを行った。うち権利侵害行為の停止が命じられた案件は361件、科せられた罰金は70万5100元。このほか、不法に使用されたサーバー71台、コンピューター8台が没収され、不法サイト205件が閉鎖された。司法機関へ送致され、刑事責任が追及された案件は6件。

今回活動の特色は次の2点。（1）刑事事件の処分が進み、特別活動で司法機関に送致された6件のうち、1件についてはすでに刑事判決が下された。（2）不法なサーバー71台については、従来の封鎖ではなく没収の措置を取ることで、封鎖したサーバーが後日ひそかに違法行為に再使用される可能性をほぼ断った。（2007年2月8日 人民網）

★★★6. 地域ブランド製品の専用マークを発表：国家工商総局★★★

国家工商行政管理総局は2月1日、地理的表示を含む地域ブランド製品向け専用マークを発表するとともに、「地理表示製品向け専用マークの管理方法」を公布した。地域ブランド製品を識別しやすくすることで、消費者の合法的な権利や地名商標登録者の商標専用権を保護する狙いがある。

今回発表されたマークには、「中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局」、「中国地理表示」の漢字・英文表記と、「GI」（地理的表示）の英文表記が入っている。

「地理表示製品向け専用マーク管理方法」は、国家工商行政管理総局商標局からの承認を受けて地理表示を登録した団体、または登録者の許可を得た生産者・取扱業者であれば、同マークを使用できると定めている。マークは地理表示と同時に使用するものとし、使用者からはいかなる費用も徴収されない。

地理表示製品向け専用マークは、政府系機関の公的なマークの一種と見なされ、政府のシンボルマークと同等の保護を受ける。同様または類似のマークを無断使用した団体・個人については、工商行政管理部門が「商標法」と「商標法实施条例」の関連規定に基づいて処分する。

同商標局の関係者によれば、近年、農産物の商標や地理表示の登録・管理・保護に大きな成果が出ている。2006年末現在、中国で登記された地名商標は219件に達した。しかし、地名商標は他の商標との区別がつきにくいため、消費者にとって識別が難しく、保護も難しいという。（2007年2月2日 新華網）

★★★7. 共産党中央委・国務院：農業分野での知財保護の強化を★★★

中国共産党中央委員会と国務院はこのほど、「現代型農業の積極的發展による社会主義新農村建設の着実な推進に関する若干の意見」を発表した。意見は2007年の方針として、農業製品の生産環境改善や、品質検査の強化を進めるほか、農産品の登録商標や地理的表示、馳名商標の保護など、農業分野での知財保護を強化することを盛り込んでいる。

（2007年1月30日 国家知識産権局ウェブサイト）

★★★8. 国家版權局、著作権管理のデジタルプラットフォーム構築へ★★★

中国は今年、市場経済秩序の整備や規範化に関する国務院の指示に基づき、著作権をめぐる行政法執行（エンフォースメント）や社会監督を強化していく。これにより、法の定

めた職責を果たし、著作権市場の良好な秩序を守る方針だ。国家著作権局が1月26日に明らかにした。

同局は今後、著作権に関する監督管理のためのデジタルプラットフォーム構築に着手し、著作権をめぐる行政法執行を技術的側面から推進する。また、海賊版通報・処分奨励基金を設置し、海賊版の通報者や取り締まりへの貢献者を表彰するなど、行政法執行や社会監督の長期的システムを模索する。(2007年1月29日 法制日報)

★★★9. 科学技術部など7部門、知財情報の公開をスピード化へ★★★

科学技術部などの7部門はこのほど、「科学研究機構と大学の開放による科学普及活動の展開に関する若干の意見」を共同発表した。同意見は国の科学技術プロジェクトを担当する機関の義務として、知的財産権の保護を前提に、一般向けに研究成果の発表や知識普及を適時行う必要があるとしている。

同意見の指摘によれば、国の科学技術プロジェクトにおいては、科学知識普及のためのリソース開発を重視しつつ、科学技術成果や知識の伝達など、科学知識普及のための活動も任務の一つとして行う必要がある。また、機密情報を含まない基礎研究や最先端技術、科学知識の普及に適したその他科学技術プロジェクトについては、十分な知財保護を前提に、プロジェクト担当機関が一般向けに研究成果に関する情報公開や知識伝達を行う義務があり、プロジェクト立案・検証時の目標に盛り込むべきだとしている。

同意見は、科学技術部、共産党中央宣伝部、国家発展改革委員会、教育部、財政部、中国科学技術協会、中国科学院(科学アカデミー)が共同で発表した。(2007年1月28日 国家知識産権局ウェブサイト)

★★★10. 偽造品・粗悪品に関する情報共有へ 全国の税関でシステム導入★★★

中国の税関は2007年、「知的財産権税関保護法執行システム」を導入し、知的財産権に関する案件情報を全国の税関で共有する。

全国の各税関では、毎年大量の知財侵害案件が摘発されている。案件の複雑化や制裁を逃れる手口の多様化が進む中、関連事件に関する情報共有は、税関における知財案件の情報管理やリスク分析を大きく助け、法執行(エンフォースメント)の効率向上に役立つと期待される。

税関総署は同システムを使用して、輸出貨物の知財侵害「ブラックリスト」制度を設ける計画だ。ブラックリスト企業に対しては一定期間、税関へ申告された貨物の検査抽出率を引き上げる。

税関は同システムを導入するほか、広東、浙江、上海、福建などの重点地域を対象に、法執行をさらに強める。現在、インターネット技術の発展に伴い、インターネット経由で不法商品を販売するケースが増えているが、ネット取引の納品方法は依然として郵便または速達便が主流であるため、運送段階での取り締まりを強化する必要がある。同時に、違法企業への処罰強化、国際協力の推進、現場検査担当者の研究なども行う計画だ。

(2007年1月23日 中国新聞社)

★★★11. 情報産業部、13分野の重要技術で知的戦略強化へ★★★

情報産業部はこのほど、科学技術部、国家発展改革委員会と共同で「わが国の情報産業の自主知的財産権を有する重要技術および重要製品リスト」を発表した。

同リストは、中国が独自に持つ知的財産、重要技術、重要製品などのコンセプト、重要技術・重要製品の選択について、▽戦略的必要性▽重点的革新▽自主革新▽国家の安全保障——に関する原則を明確に示している。さらに、発展を重点的にてこ入れする分野として、次の13分野を挙げた。

▼集積回路▼ソフトウェア▼電子部品および素材▼ディスプレイ部品▼光電子部品および素材▼電子専用設備および計器▼コンピューターおよび設備▼インターネットおよび通

信▼次世代ブロードバンドワイヤレス移動通信▼デジタル音声・動画配信▼ネットワーク
および情報セキュリティ▼ナビゲーションおよびリモートセンシング（測位、制御、探
知）▼情報技術応用

リストは技術分野、重要技術、重要製品に分けて作成されており、独自の知財権を現有
しているか、今後の掌握が期待される重要技術・重要製品が含まれる。重要技術・重要製
品はそれぞれ同分野からリストアップされているが、対応関係はない。情報技術の発展や、
中国の情報産業発展のニーズに合わせ、リストの内容は適宜更新され、定期的に発表され
る。今回発表された第1次リストは、第11次五カ年計画末（2010年）までの発展目標に
重点を置いて作成された。

国の科学技術プランや国家建設プロジェクトでは、リストアップされた技術・製品の開
発や産業化を重点的にサポートする。また、これら技術・製品の開発企業による特許等の
出願、規格制定、対外貿易、国際協力も支援し、独自の知財権や有名ブランドを持つ、国
際競争力の高い企業を育成する考えだ。（2007年1月23日 中国知的財産権保護ネッ
ト）

○地方政府の動き

★★★1. 江西省、民間から特許プロジェクト募集 資金援助へ★★★

江西省知識産権局はこのほど、省の産業政策に合致する技術的価値の高い特許（出願）
技術プロジェクトを、民間から募集する計画を明らかにした。特許（出願）技術の産業
化・商品化を加速する狙い。

応募プロジェクトは▽国や省の経済政策、科学技術戦略・政策に合致している▽良好な
市場の展望と潜在力が見込まれる▽大規模生産がまだ行われていない——の条件を満たせ
ばよい。また、省外・国外からの進んだ特許技術の導入を奨励するが、特許（出願）をめ
ぐるトラブルがなく、プロジェクトの実施が他者の権利を侵害しないことが条件となる。
募集プロジェクトは、一次選考と審査の後、省知識産権局が優れたものを選んで資金援助
を行い、省全体の産業競争力の向上に役立てる。

（2007年2月16日 江西日報）

★★★2. 北京：展示会における知産保護、下半期にも制度化へ★★★

北京市知識産権局と北京国際会議展覧業協会の進める「2007 青空コンベンション北京行
動」の始動式が2月14日、開かれた。同活動では、北京市で開かれる各種展示会の会場
に知的関連法律サービス機関のデスクを設け、知的財産に関するトラブルの相談、解決支
援を受けける。

北京市知識産権局の関係者は式典で「同活動により、展示会主催団体と知財関連法律サ
ービス機関が直接連絡することになり、知財関連の人的資源と知財保護のニーズがマッ
チングされる。展示会における知財トラブルが、その場で迅速かつ効果的に解決できるよ
うになる」と述べた。北京市は今年下半期、展示会における知財保護に関する新制度を
発表する予定。（2007年2月15日 北京青年報）

★★★3. カラオケの著作権使用料、雲南・昆明で全国初の合意★★★

中国では4年近くにわたり、カラオケの著作権使用料をめぐる争いが続いている。雲南
省の昆明市で2月12日、全国で初めて音響映像協会とカラオケ店の合意が成立した。中
国音響映像協会雲南事務所の責任者によれば、同事務所は12日、中国音響映像協会の本
部にカラオケ著作権料の支払契約を交わしたカラオケ店12店のリストを提出した。著作
権料は、契約から15日以内に全国统一の専用口座に支払われる。このほか、30店近くが
契約締結の意向を示しており、春節（旧正月）ごろには契約が実現する見通し。最初に契
約を締結した12店は、著作権料徴収の通知に前向きな対応を行い、早期に契約を締結し
たことから、1部屋・1日当たりの8元の優遇料金が適用される。（2007年2月14日 中

国新聞社)

★★★4. 広東・香港の関係部門、知財協力めぐり会談★★★

広東省知識産権局の李中鋒局長の一行 5 人はこのほど、香港知識産権署を訪問した。一行は香港知識産権署の謝肅方所長、香港税関の代表と会談した。会談では、双方の知財協力の最新の進展状況について報告するとともに、次段階の協力プロジェクトについて重点的に検討した。双方は、2007 年上半期に現在展開中の長期協力プロジェクトを引き続き進めることで合意した。協力プロジェクトには▽正規版・正規製品保証キャンペーン▽知的財産権・中小企業発展シンポジウム▽知財関連テーマ研究の継続——などが含まれる。
(2007 年 2 月 13 日 国家知識産権局)

★★★5. 広東、知財教育のモデル校 30 カ所を指定★★★

広東省知識産権局など 4 部門はこのほど、知的財産権教育モデル校として、広州市第四中学など 30 校を指定した。小学生から高校生を対象に知的財産権意識やイノベーション精神を育成し、同省の科学教育発展戦略を推進する狙いがある。

計画では、今後 5 年をかけ、省内の小学校～高校の知財教育をリードするモデル校を育成する予定。指定校には、関連経費、知財教育読本、教員研修、広報活動、交流などの援助が提供される。

同計画は、広東省知識産権局、広東省教育庁、共産主義青年団広東省委員会、少年先鋒隊広東省活動委員会が 06 年に共同で立ち上げた。小学校～高校の知財教育推進にとどまらない幅広い波及効果を見込み、「1 人の学生の教育で、1 つの家庭に影響を与え、全世界を変える」ことを目標に掲げ、社会全体の意識向上を図る。(2007 年 2 月 6 日 知識産権報)

★★★6. 北京・天津・上海・重慶、知財保護の協力体制構築へ★★★

重慶市知的財産権局の張文局長はこのほど、北京、天津、上海の 3 市との協力で、知的財産権に関する協力体制を年内にスタートする計画を明らかにした。法執行(エンフォースメント)や知的財産権に関する交渉や意見交換を定期的に行う。

重慶市は 07 年、知財管理・保護の発展に向け、新たなシステムづくりを進める計画だ。北京・天津・上海・重慶の 4 直轄市による連係プラットフォームを構築し、4 都市の知財合同会議などの形で、専利(特許・実用新案・意匠)に関する法執行、トラブル解決などに関する協力体制を整える。企業がこれら地域内で知財関連トラブルに巻き込まれた場合、4 都市の連係によるサポートを提供する。同時に、知財当局と司法当局の協力を強化し、案件の迅速な解決を図る。(2007 年 2 月 6 日 新華網)

★★★7. 上海万博の知財保護綱要、発表★★★

中国は 2010 年に開かれる上海万博に備え、「2010 年上海世界博覧会知的財産権保護綱要」を制定した。世界各国や国際組織の知的財産・知的成果への保護を強化する狙いがある。同綱要は、手順の利便化、法執行の強化、サービス向上の面から、知財保護に向けた 10 項目の措置を打ち出している。最終的には、上海世界博覧会中国国家組織委員会から各参加者へ配布される予定。このほか、上海の公式ウェブサイト「世博網」でも全文を掲載している。(2007 年 2 月 1 日 世博網)

○司法関連の動き

★★★1. 有名ブランドの司法認定、最高裁の重要研究テーマに★★★

最高人民法院(最高裁)は 2 月 8 日、ウェブサイト「中国法院ネット」を通じ、2007 年の調査研究の重要テーマを発表した。全国各地の各クラスの人民法院や科学研究機関、高等教育機関向けに、研究担当者を募集する。重要テーマは計 10 項目で、有名ブランド

「馳名商標」の司法認定をめぐる調査研究もその一つ。

最高人民法院が選定した 2007 年の重要テーマは次の 10 項目。(1) 刑事裁判における嚴重処罰・情状酌量政策の徹底 (2) 刑事事件の付帯民事訴訟の制度 (3) 刑事事件における被害者の司法救済制度の確立 (4) 薬物事件の法律適用問題 (5) 多元的な紛争解決メカニズムの整備 (6) 法人格否認制度の整備に関する調査研究 (7) 「馳名商標」の司法認定 (8) 行政・民事複合事件 (9) 医療トラブル事件の法律適用。

同法院が今回、調査研究テーマを一般向けに発表し、研究者を募集する狙いは、活動の透明性を高め、司法の民主的な意思決定により広い道を開くことにある。民間の力を吸収し、法院の活動への提案を集めることで、調和のとれた社会の構築を司法の面からサポートする考えだ。(2007 年 2 月 15 日 国家知識産権局ウェブサイト)

★★★2. ヤマハ、電子オルガンの自動伴奏の著作権めぐり訴訟★★★

ヤマハ株式会社はこのほど、同社の著作権を侵害したとして、得理電子(深セン)有限公司、美得理電子(深セン)有限公司、北京国楽琴行、北京通韵聚樂器行を提訴した。北京市第二中級人民法院は、すでに同案件を受理しており、現在審理中。

【ヤマハ株式会社の主張】ヤマハは 1980 年代から自動伴奏機能付きの新型電子オルガンを次々と投入しており、型番 PSR-640 の電子オルガンは中でも代表的な製品となっている。後に、得理電子(深セン)有限公司、美得理電子(深セン)有限公司は、生産販売する型番 MC-310、MC-560、MC-620、MC-710、MD-300、DP-600 の 6 製品に、原告の伴奏音楽著作権を侵害する伴奏音楽を使用した。ヤマハは北京国楽琴行、北京通韵聚樂器行から上述の 6 製品を購入し比較したところ、ヤマハ社の伴奏音楽と構成が同様で、実質的に酷似していた。このため、得理電子(深セン)有限公司、美得理電子(深セン)有限公司に対し、原告の著作権を侵害する上述 6 製品の生産と販売の停止、公開謝罪、経済的損失 50 万元の賠償を命じるとともに、北京国楽琴行、北京通韵聚樂器行に対し、同製品の販売停止を命じるよう、法院に請求する。(2007 年 2 月 9 日 知識産権報)

★★★3. バイアグラの中国語商標めぐる訴訟、ファイザーが一審敗訴★★★

北京市第一中級人民法院(裁判所)はこのほど、米ファイザー社の薬剤「バイアグラ」の中国語通称の一つ「偉哥」をめぐる訴訟で、ファイザー社側の 7 項目にわたる請求を棄却した。ファイザー社はこれに先立ち、青いタブレットを模したバイアグラの立体商標をめぐる訴訟で、一審勝訴していた。

【ファイザー社の主張】抗 ED 薬「クエン酸シルデナフィル」(英文商標: VIAGRA) の発売を受け、中国の報道機関は 1998 年、同薬剤を「偉哥」と音訳して大きく取り上げた。これら報道の中で、「偉哥」はファイザー社の「クエン酸シルデナフィル」を指しており、英文の「VIAGRA」と対応かつ一致している。幅広い広報活動や生産量の増加により、「偉哥」は同社の未登録の周知商標となった。一方、広州威爾曼薬業有限公司による同商標の先行登録には主観的な悪意がある。同社は江蘇聯環薬業有限公司に「偉哥」商標の使用許可を与え、新概念大薬房会社を通じて「偉哥」と名づけた薬剤を販売していたが、3 社の行為は不正競争および商標権の侵害に当たる。

【ファイザー社の請求】(1) 「偉哥」をファイザー社の中国における未登記の周知商標と認める。(2) 新概念会社と聯環会社は、ファイザー社の未登録周知商標に対する権利侵害行為を直ちに停止する。すなわち、「偉哥」商標を冠した薬剤の販売を即時停止する。(3) 聯環会社と威爾曼会社は、「偉哥」商標の印刷と使用を直ちに停止し、商標ロゴや関連のパッケージ、広告、販促用資材、ロゴの印刷に使った金型・道具をすべて廃棄する。(4) 威爾曼会社は、「偉哥」商標の使用許可や広告宣伝などの不正競争行為を直ちに停止する。(5) 3 被告は原告が蒙った経済的損失 50 万元を共同で賠償する。(6) 3 被告は原告が本案件のために支出した関連費用を分担する。(7) 3 被告は原告の同意を得た上で事実解明の公告を行うなど、有効な措置により影響の除去を図り、メディアを

通じて原告に謝罪する。

【法院の見解】ファイザー社が証拠として提出した報道は、同社の「偉哥」という商標に関する宣伝には当たらず、「偉哥」という商標が中国ですでに比較的高い知名度を得ていたとは証明できない。ファイザー社のバイアグラの薬効、販売状況、副作用に関するメディアの紹介だけでは、「偉哥」商標が中国ですでに高い声望を得ていたとは証明できない。ファイザー社は実際に「偉哥」の商標を使用したことはなく、同社が「偉哥」商標に対する公告宣伝を行っていたことも証明できず、「偉哥」が周知されていたという証拠も提供していない。このため、「偉哥」がファイザー社の未登録の周知商標であるとは証明できない。さらに、威爾曼公司是 1998 年 6 月に「偉哥」商標の登録申請を行っており、2002 年に初審公告が出された。聯環公司是「偉哥」商標の合法的な譲渡者である威爾曼公司から「偉哥」商標の使用許可を受けており、新概念公司是聯環公司から合法的な委託を受けて販売した「偉哥」商標の商品を販売した。3 社の行為には正当性と合理性があり、市場競争において守るべき誠実・信用の原則には反しておらず、不正競争には当たらない。これにより、法院はファイザー社のすべての訴訟請求を棄却する。(2007 年 2 月 9 日 知識産権報)

★★★4. 裁判所の知財審判に新たな進展 06 年★★★

最高人民法院(最高裁)の関係部門によれば、2006 年、全国の法院における知的財産権関連訴訟の審判活動に新たな進展が見られた。各法院では、裁判官が知財訴訟の審判や調停に努めている。地方法院における知財民事訴訟の一審案件は、受理が 1 万 4219 件(前年比 5.92%増)、結審が 1 万 4056 件(同 4.95%増)となった。二審案件は受理が 2686 件(同 13.74%減)、結審が 2652 件(同 12.07%減)だった。

内訳は▽専利(特許・実用新案・意匠)関連:受理 3196 件、結審 3227 件▽商標関連:受理 2521 件、結審 2378 件▽著作権関連:受理 5719 件、結審 5751 件▽技術契約関連:受理 681 件、結審 668 件▽不正競争関連:受理 1256 件、結審 1188 件▽その他知的財産権:受理 846 件、結審 844 件。不正競争や植物新品種をめぐる法律適用に関する司法解釈の制定、ネット著作権に関する司法解釈の改正など、知的財産権に関する訴訟制度の改善も進んでいる。全国の知財担当裁判官は、繁雑な任務、新たなタイプの案件の増加、審理の困難化などの悪条件の中、司法能力の強化と司法水準の向上により、人材の資質向上を図っている。(2007 年 2 月 8 日 中国法院網)

○統計関連

★★★1. 中国の国際特許出願、06 年は世界 8 位★★★

特許協力条約(PCT)を通じて世界で出願された国際特許の件数は 2006 年、史上最高を記録した。うち中国からの出願件数は 3910 件に上り、スイス、スウェーデンを抜いて世界 8 位に浮上した。出願件数の伸び率は前年比 58.6%増で世界 1 位。

華為技術有限公司や中興通訊公司等、ハイテク企業からの出願が多数に上ったことが、中国全体の出願件数を押し上げた形だ。世界の企業別出願数ランキングでは、華為技術が 13 位、中興通訊が 92 位だった。

中国企業は現在、海外市場へも視線を向けるようになり、国際的な枠組みによる知的財産権保護への関心が高まりつつある。これら企業は、研究開発や対外協力に大量の資金を投じ、特許による利益獲得を目指している。(2007 年 2 月 14 日 国家知識産権局ウェブサイト)

★★★2. 著作権登録と版權契約登録、06 年は 6000 件超★★★

中国では 2006 年、完成作品の登録や版權契約の登記が 6148 件に上った。このうち、デジタル技術などの新技術によって制作された作品も少なくない。中国にとっては著作権登録で大きな成果を得た一年となった。中国版權保護センターが明らかにした。

作品の著作権登録は、作者や権利所有者の合法的権利を効果的に守るために行われる。提供された証明書は、海賊版の取り締まりで証拠に使用できる。(2007年2月13日 法制日報)

★★★3. 情報産業部：電子情報産業は07年、安定的発展へ★★★

情報産業部の経済体制改革・経済運営司の王秉科副司長は、中国の電子情報産業が今年、安定した発展を維持するとの見方を示した。

王副司長は、経済発展を促す三大要素である輸出、消費、投資について分析し、中国の電子情報産業が今年、全体として有利な発展環境に恵まれると予想している。具体的には次の3点。(1)世界の電子情報製品市場の成長が続き、国外での産業移転が進み、対外輸出が急成長を維持する(2)「デジタル五輪」コンセプトにより、電子情報産業が大きく促進される。特にデジタルテレビや次世代移動通信のスタートで、国内に大きな電子情報製品市場が形成される(3)電子情報産業の投資は06年に急増しており、規模10億元を超える部品生産プロジェクトが相次いで始まった。今年は新たな産業規模拡大が見込まれる。

情報産業部によれば、今年の中国の携帯電話生産台数は5億台(前年比14%増)、うち輸出は3億9000万台に達する見通し。カラーテレビの生産台数は9300万台の予想で、うち薄型テレビの比重が15~20%に程度に拡大すると見られる。コンピューター生産台数は1億1000万台を超える見通しで、うち輸出は5300万台。(2007年2月6日 知識産権報)

★★★4. 広東税関による知財関連案件の取り締まり、06年は約4割増★★★

税関の広東分署によれば、広東省内の税関が2006年に摘発した知的財産権侵害案件は636件に上り、前年より4割近く増えた。商標権の侵害案件が最も多く、被害製品には軽工業製品、繊維・衣服・靴・帽子類、機械電器設備などがあつた。

広東省内の税関は06年、輸出入貨物のリスク分析を強化した。これまで摘発された知財侵害案件のうち、40%近くはリスク分析により見つかったケース。また、案件の90%以上が税関の独自対策により摘発された。広東省内の税関で06年に摘発された案件のうち、郵便小包や速達便など、小口に分けて貨物の輸出入を図ったケースが多くみられた。同年の特別取り締まり活動では、こうした案件の摘発が130件を超えた。(2007年2月1日 羊城晚報)

★★★5. 中国で摘発された知財侵害案件、06年は1万件超★★★

商務部の関係筋によると、中国は2006年、知的財産保護の面で新たな進展を得ている。2006年11月末現在、国内50都市に設けられた知的財産権に関する総合通報苦情サービスセンターでは、通報・苦情合わせて1014件が寄せられた。うち657件が法執行当局に委ねられ、286件の処理が完了した。さらに、住民や企業からの問い合わせ2万4221件を受付けた。(2007年1月25日 人民日報)

○その他知財関連

★★★1. 中国と日本、著作権の集中管理めぐり情報交換★★★

国家版權局と日本経済産業省の支援により、日本海外技術者研修協会(AOTS)が主催する「著作権集中管理研修講座」が北京で行われ、成功を収めた。国内関連業界からの参加者70人余りが、日本の専門家とともに、著作権の集中管理団体の今後の展望をについて話し合い、著作権の集中管理業務について情報交換した。(2007年2月13日 知識産権報)

★★★2. 中国、特許等の審査が世界最速クラスに★★★

1月30日に開かれた国家知識産権局の記者会見で、中国の専利（特許・実用新案・意匠）の審査スピードが、世界最速クラスであることが明らかになった。中国では、特許の平均審査期間が22カ月、実用新案が9カ月、意匠が6カ月となっている。再審査は18カ月、無効審査は13カ月。これら審査期間は安定しており、さまざまなデータからも、中国の特許等の審査が質・スピードともに確実に向上していることが分かるという。
(2007年2月1日 国家知識産権局ウェブサイト)

★★★3. 07年中国知財保護ハイレベルフォーラム、4月に北京で開催★★★

「2007年中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」が4月26日、北京・人民大会堂で開催される。主催者は「全国知的財産権保護広報週間」活動組織委員会。4月26日は「世界知的財産権デー」。国家知的財産権保護活動チーム事務局、知識産権局などの9部門は2004年、毎年4月20日から26日を「知的財産権保護広報週間」に定め、全国で活動を合同展開している。同活動組織委員会は2005年、毎年4月26日に「中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」を開催することを決定。国内外の政府関係者や専門家、企業関係者を招き、知財保護をめぐる問題を共同で検討している。今回のフォーラムは2回目の開催。

フォーラムの詳細情報はウェブサイト (www.ipr.gov.cn、www.prman.com.cn) を参照。
(2007年1月24日 中国知的財産権保護ネット)

中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、当事務所ホームページにアクセス下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人：JETRO 北京センター知的財産権部 部長 後谷 陽一

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved